

令和7年度兵庫支部事業計画（案）について

令和 7 年度兵庫支部事業計画（案）

令和 7 年度 事業計画（兵庫支部）	令和 6 年度 事業計画（兵庫支部）
<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、<u>先行きが不透明な</u>協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等によ</p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、<u>更に厳しさが増すことが予想される</u>協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 260 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等によ</p>

り、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・ すべての職員の多能化を進め、業務量の多寡や優先度に対応する最適な事務処理体制を構築し、生産性を向上させる。
- ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を行い、業務の標準化・効率化・簡素化を徹底する。
- ・ 自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸

り、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

○ 業務改革の実践と業務品質の向上

① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・ 職員の多能化と意識改革を促進し、生産性を向上させることにより、業務量の多寡や優先度に対応する最適な事務処理体制を構築する。
- ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。

透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定程度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守し、平均所要日数7日以内を維持する。
- ・ 加入者、事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ・ 加入者からの相談、照会に的確に対応できるよう、相談業務（受電及び窓口）の標準化や質の向上を推進し、お客様満足度の向上を図る。また、国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。
- ・ 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により支部の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現

また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

② サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。
- ・ 申請書とリーフレット、返信用封筒をセットした「任継セット」を作成し、大規模事業所に配置する等、申請書を入手しやすい環境を整備し、郵送による申請を促進する。
- ・ お客様満足度調査を活用し、お客様の声から協会の課題を見出し迅速に対応する。また、加入者からの相談・照会に的確に対応するため職員に接遇研修等を実施し、サービス水準の向上に努める。

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めている

金給費の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。

■ KPI :

- 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- ・ 現金給付の支給決定データの分析や不正疑いのある事案については重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所に

が、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。

■ KPI :

- 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTにおいて事案の内容を精査し、厳正に対応する。
- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診（いわゆる「部位ころがし」）の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。

については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。

- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性を文書で確認するなど、審査を強化する。
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、不正の疑いのある事案については、厚生局へ情報提供を行うなど、厳正に対応する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨を行い、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。
- ・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・ 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すこと

- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、不正の疑いのある事案については、厚生局へ情報提供を行うなど、厳正に対応する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。

④ レセプト点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。
- ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等が行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）の優先的かつ重点的な審査や、今後の内容点検体制のあり方について検討する。
- ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組

に努めるとともに、毎月の協議の場において、審査結果の疑義を協議し再審査請求の質的向上を図る。

- ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。
- ・ システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※）査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・ 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催

むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の効果的かつ効率的な点検を推進する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※）査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額
- 2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づいた、文書・電話による催告や、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施など、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に

告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。

- ・ オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

実施する。

- ・ 返納金債権発生防止として、保険証未返納者に対する早期の返納催告や、支部独自の事業所あて返納催告を確実に実施する。また、日本年金機構や関係機関と協力連携し、資格喪失時における保険証の返納や、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう周知徹底する。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

■ KPI :

返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

① オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・ 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。

特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

- ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。

- ・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。

② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・ 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進する

■ KPI :

1）返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

2）日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を対前年度以上とする。

※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする

○ ICT化の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・ 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。

特に、2023年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

- ・ マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を

とともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。

- 加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせに専用で対応するマイナンバーコールセンターについて、多言語対応を含め質の向上を図るとともに円滑に運用する。
- マイナンバーコールセンターへの問い合わせ内容、チャットボットの質問内容の分析結果を活用するとともに、照会事例からの課題を抽出し業務の改善を図る。

③ 電子申請等の導入

- 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けて、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。

【重要度：高】

2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により2025（令和7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。

推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。

【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

○ データ分析に基づく事業実施

- ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
- ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
 - ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。
 - ・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修や本部と支部の連携強化に加え、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。

【困難度：高】

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

○ データ分析に基づく事業実施

- ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上
- ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
 - ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。
 - ・ データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、本部から提供される医療費・健診データ等分析用マニュアルや統計分析研修等を活用するなど、研鑽を積むことのできる環境整備等による人材育成を通して、支部における調査研究の質の底上げを図る。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。

② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

・ 本部が実施する、外部有識者の知見を活用した調査研究事業の成果等を踏まえ新たに提示される事業等については、支部において柔軟かつすみやかに対応する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。

② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

・ 本部が実施する、外部有識者の知見を活用した調査研究事業の成果等を踏まえ新たに提示される事業等については、支部において柔軟かつすみやかに対応する。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。

③ 好事例の横展開

- ・ データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」において、蓄積された分析手法に関するノウハウを十分に活かし、支部の事業に組み込む。
- ・ 職域保険である協会けんぽと地域保険である市町が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを

③ 好事例の横展開

- ・ データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」において、蓄積した分析手法に関するノウハウが全支部への横展開が図られた際には、そのノウハウを十分に活かし支部の事業に組み込む。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の助言を踏まえ

用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取り組みを着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取り組みの実効性を高める。

【第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）6年後に達成する目標】

- ・ 特定保健指導対象者の減少率を33.6%以上とする（平成30～令和4

た医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたっては、高度な医学知識も要することから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

● 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」「コラボヘルスの取組」「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

【第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）6年後に達成する目標】

- ・ 特定保健指導対象者の減少率を全国平均以上とする（令和4年度 兵

年度の5年平均)

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

■ 被保険者

- ・ 自己負担率引き下げや付加健診の対象年齢拡大の広報を積極的に実施するほか、2026年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。
- ・ 実施機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、新規委託機関の増加を図る。
- ・ 受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。
- ・ 業態別に過去の受診状況を検証し、受診率の低い業態や事業所に対して、案内を工夫した効果的な受診勧奨を実施する。
- ・ 事業者健診データ取得勧奨業務を外部委託にて効率的に実施する。
- ・ 健診機関に電子カルテ情報共有サービスの導入を勧奨し、事業者健診データの効率的な取得を図る。

■ 被扶養者

- ・ 県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制を継続する。
- ・ ホテルや商業施設等での無料集団健診の実施を更に拡大する。

庫 34.5% 全国平均 34.1%)

- ・ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率を全国平均以上とする（令和4年度 兵庫 33.6% 全国平均 35.4%）
- ・ 人工透析者に占める新規人工透析者の割合を 27.8%（平成30年度～令和4年度の平均）以下とする

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

■ 被保険者

- ・ 自己負担率引き下げや付加健診の対象年齢拡大の広報を積極的に実施する。
- ・ 実施機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、新規委託機関の増加を図る。
- ・ 業態別に過去の受診状況を検証し、受診率の低い業態や事業所等に対して、案内を工夫した効果的な受診勧奨を実施する。
- ・ 受診機会が少ない地域等で出張健診を実施し、その拡大を図る。
- ・ 事業者健診データ取得勧奨業務を外部委託にて効率的に実施する。

■ 被扶養者

- ・ 被扶養者の事業者健診結果データを取得する。
- ・ 県・市町と連携し、特定健診とがん検診の同時実施体制を継続する。

- ・ 受診券を活用したミニドック健診実施を拡大する。
- ・ 被扶養者の事業者健診結果データを取得する。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 (令和 11) 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：608,769 人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 64.2%（実施見込者数：390,830 人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 9.6%（取得見込者数：58,442 人）

- ・ ホテルや商業施設等での無料集団健診の実施を更に拡大する。
- ・ 受診券を活用したミニドック健診実施を拡大する。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：590,351 人）
 - ・ 生活習慣病予防健診 実施率 62.6%（実施見込者数：369,560 人）
 - ・ 事業者健診データ 取得率 9.6%（取得見込者数：56,674 人）

- 被扶養者（実施対象者数：162,155人）
 - ・ 特定健康診査 実施率 30.7%（実施見込者数：49,782人）

■ KPI：

- 1) 生活習慣病予防健診実施率を 64.2%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 9.6%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を 30.7%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

- ・ 健診当日の特定保健指導推進のため、健診委託機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、課題の見られる健診機関に対しては本部作成の事例集を活用し、解決に向けた意見交換を行う。また、自営保健指導者が担当地域の健診機関を定期的に訪問し、担当者と顔の見える関係構築を図り、保健指導従事者が独りだけの新人担当者等には、教育支援をする。
- ・ 健診機関の支援方法を充実させることで、初回面談数の増加及び途中中断率の減少を図る。
- ・ 保健指導担当者を対象とした研修会を開催し、成果を重視した特定保健指導の質の向上を図る。
- ・ 特定保健指導未契約の健診実施機関に対し、支部が実施する特定保健指導の利用予約を健診当日に取得する特定保健指導対象者情報取得事業の推進を図る。
- ・ I C Tや店舗を活用した特定保健指導など、専門機関への外部委託を推進し、実施率の向上を図る。

- 被扶養者（実施対象者数：166,535人）
 - ・ 特定健康診査 実施率 30.3%（実施見込者数：50,461人）

■ KPI：

- 1) 生活習慣病予防健診実施率を 62.6%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 9.6%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を 30.3%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

● 特定保健指導実施率向上への取り組み

- ・ 健診委託機関ごとの目標実施件数に対する進捗確認を行うとともに、健診当日の特定保健指導を増やす。大規模健診機関については、支部幹部が訪問し、経営層に対し働きかけを行う。
- ・ 第 4 期実施計画に基づく「アウトカム評価」を推進するため研修会を開催し、特定保健指導の質の向上を図る。
- ・ 特定保健指導未契約の健診実施機関に対し、特定保健指導に関する働きかけを行う。
- ・ 情報通信技術を活用する等、専門機関へ外部委託することにより、実施率の向上を図る。
- ・ 専門機関による店舗を活用した特定保健指導を拡大し、更なる利便性の向上を図る。
- ・ 支部窓口での特定保健指導を通年実施し、保健指導の利用機会拡大を図る。
- ・ 特定保健指導の受け入れが進んでいない事業所に対し、利用促進に向け

- ・ 特定保健指導の受け入れが進んでいない事業所に対し、本部作成及び支部で作成した業態別事例集を活用した訪問勧奨を実施し、利用促進を図る。
- ・ 特定保健指導に該当間近な方に対し、健診前に警鐘を鳴らす通知を送付し、対象者の減少につなげる。
- ・ 健診当日の特定保健指導を実施できるホテル健診の実施日程を増やし、被扶養者に対する実施率増を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 (令和 11) 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

た訪問勧奨を実施する。

- ・ 特定保健指導に該当間近な方等に対し、健診前に警鐘を鳴らす通知を送付し、対象者の減少につなげる。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実

- 被保険者（特定保健指導対象者数：87,159人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 20.8%（実施見込者数：18,130人）

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,885人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 15.9%（実施見込者数：777人）

- KPI：
 - 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 20.8%以上とする
 - 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 15.9%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨
 - ・ 健診受診後早期の受診勧奨業務(血圧・血糖・脂質等)について、生活習慣病予防健診実施機関へ委託するなど、一定の質を確保しつつ効率的に実施する。
 - ・ より重症域に該当する未治療者には、早急に受診を促す勧奨を実施する。
 - ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。

- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・ 糖尿病にかかる治療を中断したと思われる者を抽出し、受診勧奨を実施する。

に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- 被保険者（特定保健指導対象者数：84,821人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 18.0%（実施見込者数：15,268人）

- 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,340人）
 - ・ 特定保健指導 実施率 10.6%（実施見込者数：461人）

- KPI：
 - 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 18.0%以上とする
 - 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 10.6%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨
 - ・ 健診受診後早期の受診勧奨(血圧・血糖・LDL コレステロール値)業務について、生活習慣病予防健診実施機関へ委託するなど、一定の質を確保しつつ効率的に実施する。
 - ・ 健康づくり推進協議会でのご意見を踏まえ、効果的な受診勧奨を実施する。特に、より重症域に該当する未治療者には、早急に受診を促す勧奨を実施する。

- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・ 糖尿病にかかる治療を中断したと思われる者を抽出し、受診勧奨を実施する。

- ・これまでの糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組みを踏まえ、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQ O Lの向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI：

血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合 (※) を対前年度以上とする

(※) 2025 (令和7) 年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康診断カルテを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。
- ・健康づくり包括協定を基軸に自治体や商工会議所等の経済団体との健康増進事業を推進し、兵庫県内の健康づくりの取り組みの充実を図る。
- ・健康経営に関し優良な取り組みを実施している事業所を表彰する「チャレンジ企業アワード」を兵庫県と共催し、健康経営の普及・推進を図る。また、健康経営セミナーを同時に開催し、健康経営の推進の機運を高めるとともに、好事例を共有できる環境構築を図る。

- ・これまでの糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組みを踏まえ、専門医のアドバイスを受けながら、市町との連携やかかりつけ医との連携等による今後の重症化予防事業を検討する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQ O Lの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ KPI：

健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ビッグデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供については、引き続き事業所健康診断カルテを活用し、事業所及び業態ごとの健康度の見える化を図る。
- ・健康づくり包括協定を基軸に自治体や商工会議所等の健康増進事業を推進し、兵庫県内の健康づくりの取り組みの充実を図る。
- ・健康経営に関し優良な取り組みを実施している事業所を表彰する「チャレンジ企業アワード」を兵庫県と共催し、健康経営の普及・推進を図る。また、健康経営セミナーを同時に開催し、健康経営の推進の機運を高めるとともに、好事例を共有できる環境構築を図る。

- ・ わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、健康講座や健康情報誌の提供、健康測定機器の貸出などによる健康宣言事業所に対するフォローアップを実施し、事業所における社員のヘルスリテラシー向上を図る。
- ・ 禁煙リーフレットの配布を通じた禁煙啓発を実施することにより、喫煙率の低下を図る。
- ・ 産業保健総合支援センター等との連携を図りながら、メンタルヘルスセミナーを開催するなどメンタルヘルス対策を推進する。
- ・ 兵庫支部において医療費や血圧・血糖・脂質のリスク保有率が高い傾向がある業態において、さらにその詳細な分析を進めるとともに、明らかとなった傾向から事業所や業界団体への健康づくり推進に向けた働きかけを行う。
- ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満のメタボ対策を含めた健康課題に着目した新たなポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ・ 毎年、確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの必要性をわかりやすく周知し、健康を保持するための「健康づくりサイクルの定着」を図る。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万

- ・ わが社の健康宣言事業の取り組みの質を向上させる観点から、健康講座や健康情報誌の提供、健康測定器の貸出などによる健康宣言事業所に対するフォローアップを実施し、事業所における社員のヘルスリテラシー向上を図る。
- ・ 禁煙リーフレットの配布を通じた禁煙啓発を実施することにより、喫煙率の低下を図る。
- ・ 産業保健総合支援センター等との連携を図りながら、メンタルヘルスセミナーを開催するなどメンタルヘルス対策を推進する。
- ・ 兵庫支部において機械器具製造業の医療費や血圧・血糖・脂質のリスク保有率が高い傾向があることから、さらにその詳細な分析を進めるとともに、明らかとなった傾向から事業所や業界団体への健康づくり推進に向けた働きかけを行う。
- ・ 毎年、確実に健診を受診し、健診結果に応じた行動（特定保健指導の利用や医療機関への早期受診）をとることの必要性をわかりやすく周知し、健康を保持するための「健康づくりサイクルの定着」を図る。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 50 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進してい

社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI :

健康宣言事業所数を 1,950 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 兵庫支部におけるジェネリック医薬品使用割合 （数量ベース） は、2024（令和6） 年 3 月診療分で 83.0% と、80%以上の水準に達しているが、引き続きこの水準を維持・向上できるよう、薬剤師会等の関係団体とも連携しつつ一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。
- ・ 個別の薬局へそれぞれのジェネリック医薬品の使用状況等をまとめたものを送付する取り組みを継続する。
- ・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。

ることから、重要度が高い。

■ KPI :

健康宣言事業所数を 1,790 事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

○ 医療費適正化

① 医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 兵庫支部におけるジェネリック医薬品使用割合は、2023 年 3 月診療分で 81.1% と 80%以上の水準に達しているが、引き続きこの水準を維持・向上できるよう、薬剤師会等の関係団体とも連携しつつ一層の使用促進に取り組む。
- ・ 個別の薬局へそれぞれのジェネリック医薬品の使用状況等をまとめたものを送付する取り組みを継続する。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・ 国の方針（※ 1）を踏まえ、2024（令和 6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、横展開されたバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

（※ 1）2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上を目指す

iii) 上手な医療のかかり方

- ・ 医療資源の適正使用の観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことや小児救急電話相談 # 8000、不要不急の時間外受診や休日受診を控えること、セルフメディケーションの推進やリフィル処方の仕組みなどについて、加入者や事業主への周知・啓発を行う。
- ・
- ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和 11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・ 国の方針（※）を踏まえ、情報収集に努めながら使用促進の方策を検討する。

（※ 1）「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上を目指す」

iii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策

- ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を行う。

⇒ iii) 上手な医療のかかり方に統合

iv) 上手な医療のかかり方

- ・ 医療資源の適正使用の観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、かかりつけ医を持つことや小児救急電話相談 # 8000、不要不急の時間外受診や休日受診を控えることなどについて、加入者や事業主への周知・啓発を行う。

【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023 年度末

換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけでなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

でに全ての都道府県で 80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に 80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても 80%を達成していない支部について早期に 80%を達成する必要がある、重要度が高い。

また、第 46 回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和 5 年 4 月 28 日開催）において定められた国の目標である、「2029 年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI :

1) ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース) (※) を年度末時点で対前年度末以上とする

(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・ 県の医療審議会保健医療計画部会、地域医療構想調整会議等において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

■ KPI :

ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度末以上とする

(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・ 県の医療審議会保健医療計画部会、地域医療構想調整会議等において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知・広報を行う。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくため、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する
- ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。
- ・ 「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。
- ・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。
- ・ 加入者へ直接届けられることができる媒体である SNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。

■ KPI :

- 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 54.0%以上とする
- 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする
- 3) SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解いただくことが必要である。
- ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。
- ・ 広報テーマに応じた広報資材を活用し、様々な広報媒体の特徴を活かし、ターゲットに合わせた広報を実施するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報紙等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。

■ KPI :

- 1 - 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 51.0%以上とする
- 1 - 2) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

○ 適切な人員配置

- ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推し進める。

○ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 保険者機能を発揮するため、本部実施研修に加え、役職に応じた階層別研修及び支部の課題に応じた研修を実施し、組織基盤の底上げを図る。

○ 働き方改革の推進

- ・ 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、次世代育成支援・女性活躍推進に関する行動計画を取り組み、協会の働き方改革を推進する。
- ・ 具体的には、年次有給休暇や育児休業の取得促進、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・ 職員の健康増進を図るため、支部における健康経営を実践する。

○ 風通しのよい組織づくり

- ・ 保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、グループ間での意見交換や情報交換を積極的に取り組み、連携強化を図る。

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

○ 適切な人員配置

- ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推し進める。
- ・ 令和5年度に実施した業務量調査の結果により決定した支部の人員配置数を検証し、保険者機能の更なる強化・発揮等を推し進める。

○ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 保険者機能を発揮するため、本部実施研修に加え、支部の課題に応じた研修を実施し、組織基盤の底上げを図る。

○ 働き方改革の推進

- ・ 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、効率的に業務に取り組めるように、仕事と生活の両立支援をはじめ働き方改革を推進する。
- ・ 具体的には、年次有給休暇や育児休業の取得促進、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・ 職員の健康増進を図るため、支部における健康経営を実践する。

○ 風通しのよい組織づくり

- ・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間での意見交換や情報交換を積極的に取り組み、連携強化を図る。

○ 内部統制の強化

- ・ リスクの発生を未然に防止するために業務遂行の阻害となるリスクの洗い出し、対策等の取組を拡充する。
- ・ 研修等を活用して、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。
- ・ 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練等を実施する。

○ 個人情報の保護の徹底

- ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。

○ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ 支部においてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進し、職員一人ひとりには研修等を実施することによりコンプライアンス意識の向上を図る。

○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理を行い経費の削減に努める。

○ 支部業績評価の検証

- ・ 他支部との比較を通じて支部の強みと弱みを把握し、支部全体の取組の底上げを図り、業績向上につなげる。

○ 内部統制の強化

- ・ 研修等を活用して、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

○ 個人情報の保護の徹底

- ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。

○ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ コンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。

○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理を行い経費の削減に努める。

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、一者応札案件数の減少に努める。
- ・ また、少額な随意契約においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告を実施する。

■ KPI :

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI :

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

令和7年度 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI
○業務改革の実践と業務品質の向上 サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする
○業務改革の実践と業務品質の向上 レセプト点検の精度向上	①協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする
○業務改革の実践と業務品質の向上 債権管理・回収と返納金債権の発生防止の強化	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

令和6年度 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI
○業務改革の実践と業務品質の向上 サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする
○業務改革の実践と業務品質の向上 レセプト点検の精度向上	①協会のレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。
○業務改革の実践と業務品質の向上 債権管理・回収と返納金債権の発生防止の強化	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする ②返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI
○健康づくり 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診実施率を <u>64.2%</u> 以上とする ②事業者健診データ取得率を <u>9.6%</u> 以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を <u>30.7%</u> 以上とする
○健康づくり 特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導実施率を <u>20.8%</u> 以上とする ②被扶養者の特定保健指導実施率を <u>15.9%</u> 以上とする
○健康づくり 重症化予防対策の推進	<u>血圧、血糖、脂質の未治療者において</u> 健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする
○健康づくり コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>1,950</u> 事業所以上とする
○医療費適正化 医療資源の適正使用	①協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で対前年度末以上とする ② <u>バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する</u>

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診実施率を <u>62.6%</u> 以上とする ②事業者健診データ取得率を <u>9.6%</u> 以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を <u>30.3%</u> 以上とする
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導実施率を <u>18.0%</u> 以上とする ②被扶養者の特定保健指導実施率を <u>10.6%</u> 以上とする
重症化予防対策の推進	健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <u>1,790</u> 事業所以上とする
医療費適正化 医療資源の適正使用	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を年度末時点で対前年度末以上とする

<p>広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p>	<p>①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>54.0%</u> 以上とする ②健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする ③SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う</p>
--	--

<p>広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p>	<p>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>51.0%</u>以上とする</p>
--	--

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	KPI
<p>費用対効果を踏まえたコスト削減等</p>	<p>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	KPI
<p>費用対効果を踏まえたコスト削減等</p>	<p>一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>